

第 6 2 号議案

財産の取得について

次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

- 1 名 称 G I G A 第 2 期 学習者用及び指導者用端末
- 2 財産の種類 物品
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 金 3 3 8 , 3 2 0 , 2 9 0 円
- 5 契約の相手方 兵庫県尼崎市下坂部三丁目 4 番 3 0 号
エクシオグループ株式会社兵庫総合技術センタ内
日本電通株式会社 神戸支店
支店長 辻田 康秀

芦屋市教育委員会 GIGA 第 2 期 学習者用及び指導者用端末の調達仕様書

1 目的

芦屋市教育委員会が整備している GIGA 第 2 期 学習者用及び指導者用端末（iPad）全台の更新を行うもの。

2 調達内容

区分	項目	調達対象について		備考
		製品名等	特記事項	
機器等	端末 (学習者用コンピュータ)	iPad (第 11 世代)	AC アダプタを含む	基本調達品
	付属品	プリンストン 製キーボード 付き保護ケース	ハードウェアキーボードつき本体カバー ※スタンド機能を有するもの	応用調達品
		アーテック製 タッチペン		基本調達品
	端末管理機能 (MDM)	Jamf Pro	「4 MDM 設計」参照	基本調達品
構築・ 役務等	初期設定作業		「5 構築・役務等設計」参照	基本調達品
	各学校への配送			

※ キーボードは県の募集要項で定めている基本調達品と異なるため、県の募集要項で示した上限費用 1 台当たり 55,000 円を超えている。

3 機器等仕様 (iPad 11 インチ A16 モデル参考)

OS	iPadOS
CPU	A16 チップ以上
ストレージ	128GB 以上
画面	11 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること(キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること。 接続するキーボードにてマイク・ヘッドフォン端子を準備することも可。 (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)

外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること。
重さ	1.2kg を超えないこと(本体及びハードウェアキーボードケース込み)。
周辺機器	ハードウェアキーボード(ただしスタンド機能を有するもの) ・iPad 第11世代に対応した Type-C 有線キーボード(JIS かな配列準拠)を標準で備えていること。 ・標準で 3.5mm ステレオミニ×1、給電用 PD Type-C ポート×1 を備えていること。 ・MIL-STD-810G、MIL-STD-810H どちらかに準拠、耐衝撃性クッション構造の製品であること。 ・タッチペンの取り出し/収納が可能なペンホルダを標準で備えていること。 ・ケースを装着したまま全てのインターフェースが使用できること。 ・メーカー標準保証でケース部分:1年、キーボード部分:5年以上が付与されている製品であることが望ましい。 タッチペン
端末管理機能	Jamf 製:Jamf Pro(5年)

4 MDM 設計

以下のことを、必要に応じて協議を行ったうえで設計すること。

- ・芦屋市の既存 MDM の設定確認
- ・芦屋市の要求に合わせた既存 MDM の設定変更
- ・今回調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるようにするために、MDM において既存環境から設定変更する必要がある場合は、芦屋市及び既存の運用保守業者も含めた3者で協議の上、決定し実施すること。設定変更後、芦屋市及び既存の運用保守業者への引継ぎを行うこと。

5 構築・役務等設計

以下のことを、必要に応じて協議を行ったうえで設計すること。

- ・Wi-Fi 及びインターネットの接続確認
- ・端末の初期設定、キッティング(ホスト名の設定、テプラ貼り付け、アプリインストール確認等)
- ・学習 e ポータル (L-gate) の設定
- ・各学校までの配送
- ・納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄
- ・管理・運用・アカウントの維持に当たっての実施手順の設計
- ・トラブルに備えた事業継続性の提案
- ・ネットワーク接続(MDM 登録作業)
- ・施工管理(実施工程表、施工計画書の作成、進捗報告)

・総合運用試験（構築した環境での総合的な運用試験）

※なお、各学校での作業時間は原則開校日の 8 時 30 分～16 時 45 分とし、納品時に発生する廃材（段ボール、緩衝材等）の廃棄等もこの時間内に実施することとする。具体的なスケジュールや手順書を予め提出すること。

※検証端末（ひな型）の作成を実施し、起動・動作確認・無線接続については、芦屋市が指定する場所で確認を実施すること。

※施工業務の詳細については、芦屋市及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。

6 調達台数

(1) 学習者用端末（小学校児童分）：4,231 台

(2) 学習者用端末（中学校生徒分）：1,566 台

(3) 指導者用端末（小中学校配布対象者分）：302 台（検証用端末 6 台を含む）

(4) 予備機（学習者用端末設定）：40 台

(1) ～ (4) 合計 6,139 台

台数等一覧

学校名	住所	電話番号	台数（学習者用⇒学、指導者用⇒指）
芦屋市立 精道中学校	芦屋市南宮町 9 番 7 号	0797-32-1121	学：725 台 指：36 台
芦屋市立 山手中学校	芦屋市三条町 3 9 番 1 0 号	0797-32-1122	学：486 台 指：30 台
芦屋市立 潮見中学校	芦屋市潮見町 2 0 番 1 号	0797-34-1601	学：355 台 指：23 台
芦屋市立 精道小学校	芦屋市精道町 8 番 2 5 号	0797-32-1111	学：657 台 指：29 台
芦屋市立 宮川小学校	芦屋市浜町 1 番 9 号	0797-32-1112	学：620 台 指：27 台
芦屋市立 山手小学校	芦屋市山手町 8 番 3 号	0797-32-1113	学：605 台 指：26 台
芦屋市立 岩園小学校	芦屋市岩園町 2 3 番 4 1 号	0797-32-1114	学：755 台 指：34 台
芦屋市立 朝日ヶ丘小学校	芦屋市朝日ヶ丘町 1 0 番 1 0 号	0797-32-1115	学：297 台 指：17 台
芦屋市立 潮見小学校	芦屋市潮見町 1 番 2 号	0797-34-0721	学：554 台 指：23 台
芦屋市立 打出浜小学校	芦屋市新浜町 8 番 2 号	0797-23-4581	学：435 台 指：22 台

芦屋市立 浜風小学校	芦屋市浜風町 1 番 1 号	0797-23-4591	学：308 台 指：16 台
打出教育 文化センター	芦屋市打出小槌町 1 5 番 9 号	0797-38-7130	検証用：6 台 予備機：40 台 指：13 台

7 納品期日

令和8年1月30日（金）

8 基本要件

- （1）6の（1）～（4）の機種・型番は全く同一であること。
- （2）物品はすべて新品であること。
- （3）機器はOSにつき同一の品であることを基準とする。
- （4）機器については1年間のメーカー保証をつけること。
- （5）初期不良・修理対応は、メーカーが設置している日本国内サポート拠点にて行うこと。
- （6）令和7年12月19日（金）までに、検証用端末6台（学習者用端末設定3台、指導者用端末設定3台）を打出教育文化センターに納品すること。

9 備考

- （1）当該契約に当たっては、芦屋市契約規則第28条に規定する仮契約とし、市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。
- （2）市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とするが市は一切損害賠償の責めは負わない。
- （3）落札決定後市議会の議決までの間に、落札者が公募型プロポーザル（共同調達）募集要項3参加資格要件（4）のア、イ又はウに該当することになったときは、仮契約を締結しない。この場合において、仮契約を締結しているときは仮契約を解除し、本契約の締結をしない。

G I G A第2期 学習者用及び指導者用端末の購入にかかる随意契約業者の選定経過について

1 契約の方法について

公立学校情報機器整備事業に係る1人1台の学習用タブレット端末の調達については、「G I G Aスクール構想の実現 学習用コンピュータの調達等ガイドライン」(令和6年文部科学省)において、原則として都道府県の共同調達によることとされている。そのため、「兵庫県教育の情報化推進協議会」が実施した公募型プロポーザル方式による共同調達において選定された者と市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

2 募集について

- (1) 周 知 方 法 兵庫県教育委員会ホームページにて公表
- (2) 募集要項配布期間 令和6年11月29日から令和6年12月19日まで
- (3) 申請受付期間 令和6年11月29日から令和6年12月19日まで
- (4) 提案書提出期間 令和6年11月29日から令和7年1月14日まで
- (5) 応 募 者 日本電通株式会社 神戸支店

3 選定について

- (1) 令和7年度兵庫県公立学校学習者用コンピューター式調達業務(iPad)公募型プロポーザル審査会の設置

兵庫県教育委員会及び兵庫県内各市町教育委員会の担当課職員が構成する「兵庫県教育の情報化推進協議会」のうち、希望する職員で構成する。

- (2) 審査会の開催

- | | |
|----------------|------------------------|
| 第1回(令和6年5月31日) | 調達する端末の仕様についての意見交換 |
| 第2回(令和6年9月11日) | 仕様書及びプロポーザル募集要項についての協議 |
| 第3回(令和7年1月23日) | 書類審査及び面接審査並びに相手方の選定 |

4 選定方法について

審査会において、応募者による企画提案書等の応募図書及びプレゼンテーションの内容により評価した技術点と、見積価格より算出した価格点、各市町にとって有

益な追加提案を含む場合は加点を行い、最も得点の高いものを候補者とした。

5 審査結果（200点満点）

日本電通株式会社 神戸支店 157.9点

評価項目	配点	日本電通株式会社
1 基本的事項・考え方（技術点）	25点	21.8点
2 提示品の内容（技術点）	75点	59.4点
3 構築・搬入設置（技術点）	60点	46.7点
4 経済性（価格点）	30点	30.0点
5 追加提案（加点）	10点	0.0点
総合評価点	200点	157.9点

公立学校情報機器整備事業に係る
令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務
公募型プロポーザル募集要項（iPad）

1 目的

兵庫県公立学校に整備している1人1台の学習者用コンピュータ端末（以下：端末）の更新を令和7年度から行うにあたり、企画提案競技「プロポーザル」（以下：プロポーザル）を採用することで、児童生徒や教員が安心して活用できる端末を調達できる事業者を選定するため実施するものである。

2 プロポーザルの概要

（1）名称

公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務公募型プロポーザル（iPad）

（2）業務内容

別紙「公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）上限費用

1台あたり55,000円（税込）

※仕様書で、応用調達品と示す項目を除く。

（4）納品期限 仕様書に記載のとおり

※ 市町組合ごとの納品期限は仕様書別表「調達台数等一覧表」を確認すること。

（5）主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県教育の情報化推進協議会（以下「協議会」という。）

イ 事務局

兵庫県教育委員会事務局教育企画課教育情報班 間宮、織田

〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23（兵庫県教育委員会3階）

電話 078-362-3779（直通） FAX 078-362-4283

（6）契約の関する留意事項

端末及び付属品等の調達について、プロポーザル参加資格を有する事業者（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、協議会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であるものと、各市町が随意契約を締結する。

また、プロポーザル調達業務の実施に関して、契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、契約内容については、企画提案を基本とし、各市町と協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次各市町と協議して決定する。

（7）プロポーザルの基本的な考え方

「購入」か「リース」の契約は、各市町の判断となる。

仕様書に対する提案、追加提案、価格等により総合的に評価する。

3 参加資格要件

提案応募者は、次の要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること
- (2) 業務の実施に当たり、協議会や関係者との打合せ等に適切に対応することができること
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ該当委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること
- (4) 次のいずれの要件も満たすこと
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - イ 参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、全ての共同調達参加団体から指名停止を受けていない者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - オ 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、アからエまでの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルの調達に参加していないこと
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではない者
 - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でない者
 - ク リースの契約が可能、又はリース会社との連携が可能な者

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布するとともに、兵庫県教育委員会ホームページで発信する。

イ 配布期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月19日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 「3 参加資格要件」について審査する。

イ 提出書類（各1部）

(ア) 参加資格申請書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 委任状（様式3）・・・受任者を選任した場合のみ提出

(エ) グループ構成表明書（様式4）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

(オ) 業務分担予定表（様式5）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

※グループを構成して提案を行う場合は、各社分の会社概要（様式2）を提出すること。

(カ) 下記書類

※兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に基づく令和5・6・7年度兵庫県物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記書類に代えて、物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）の提出でよい。

	書類名	備考
1	定款又は寄附行為の写し	原本証明不要
2	法人登記簿謄本	発行後3ヶ月以内のもの
3	納税証明書	発行後3ヶ月以内のもの（原本又は写し）
	ア 兵庫県税	・対象税目：兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く） ・兵庫県の県税事務所で発行 ※課税実績がない場合は、誓約書（様式11）を提出すること
	イ 消費税	・対象税目：消費税（消費税及び地方消費税） ・本店所在地を所管する税務署で発行
4	財務諸表 ア 貸借対照表 イ 損益計算書	直近1ヶ年のもの

ウ 受付方法

事務局あてに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）（以下「郵送等」という。）又は持参によること。

エ 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月19日（木）まで（持参の場合は、県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送等の場合は、令和6年12月19日（木）午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

令和6年12月25日（水）付けで電子メールにより通知する。

カ その他

提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかに応じること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

ア 質問方法

所定の質疑応答様式（様式6）により、原則電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送付したときは、電話により到着を確認すること。口頭または電話による質問及び提出期限を過ぎてからの質問は一切受け付けない。

イ 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月25日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時

から午後5時まで

ウ 提出先

兵庫県教育委員会事務局教育企画課教育情報班

電子メール宛先: kyouikukikaku@pref.hyogo.lg.jp

件名: 「(質問) 令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務プロポーザル(iPad)」とすること。

エ 回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和7年1月7日(火)までに質問書提出者及び参加資格申請者に対して、原則電子メールにより送付する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 応募図書の受付

ア 受付方法

応募図書を提出した者(以下「応募者」という。)は、別紙の応募図書を作成の上、期日までに事務局あてに郵送等または持参により提出すること。あわせてメールにてデータでの提出も行うこと。

イ 受付期間

令和6年11月29日(金)から令和7年1月14日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送等の場合は、令和7年1月14日(火)午後5時必着とする。

ウ 辞退

参加資格申請書(様式1)提出者が、応募図書の提出を辞退する場合は、「応募辞退届」(様式10)を前述のア及びイの方法により提出すること。

エ 提出先

2(5)イに同じ。

オ その他

・提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかに応じること。

(5) プレゼンテーション

応募者から提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。

ア 実施日時(予定)

令和7年1月22日(水)又は1月23日(木)

※開催日時及び各参加者の開始時間は別途通知する。

※参加者の都合により変更となる場合がある。

イ 実施場所(予定)

神戸市教育会館

※詳細な実施場所については、別途通知する。

ウ 実施時間

1社につき50分(プレゼンテーション20分・質疑応答30分程度)

エ その他

- ・令和7年1月15日（水）までに書類審査の結果を通知する。提出した書類について、協議会が説明を求めた場合は、速やかに応じること。
- ・出席者は1社あたり3名までとする。なお、今回の事業に従事する予定の者を含めることとする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。
- ・プレゼンテーション当日は、提案する端末等の実演などが望ましい。審査委員からデモンストラーションの依頼があれば対応すること。

5 応募図書

応募図書の形式等については、下記のとおりとする。

（1）応募申込書

様式7によること。

（2）企画提案書等

- ① 原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。
- ② 表紙及び目次を除くほか、通し番号を付すること。
- ③ 書式は自由だが、簡素・明瞭であること。
- ④ 仕様書以外の提案部分については、そのことが分かるよう、わかりやすく記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案の著作権は、応募者に帰属する。
- ⑥ 提案書には、「GIGA第1期」における端末の故障率への対応など提案する端末等の特徴や納入スケジュールの見通しについて特に記載すること。
- ⑦ 応募図書は電子データでも提出すること。提出先は4(3)ウへ送付すること。

（3）応募図書一覧

	書類	形式・条件	部数
ア	応募申込書	様式7	1部
イ	企画提案書	様式自由 様式8関係書類	10部
ウ	実績報告書	様式9	10部

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知方法

（1）選考方法

当選者の選考は、審査委員会において、応募者による企画提案書等の応募図書及びプレゼンター

ションの内容により評価した技術点と、見積価格より算出した価格点、仕様書P6に記載する各市町にとって有益な追加点案を含む場合は加点を行い、最も得点の高い者を当選者とする。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出依頼を行うことがある。なお、下記の評価項目により、提案内容の評価する。

【評価項目】

1 基本的事項・考え方（技術点）		
1-1	納入実績	類似業務の導入実績及び技術力があるか
1-2	スケジュールについて	計画的な納入スケジュールとなっているか
1-3	柔軟性	納入前の要望に柔軟に対応できるか
1-4	プレゼンテーションの 評価	信頼できる説明及び質疑対応であったか
		資料や説明は適切か（見やすく整っているか）
2 提示品の内容（技術点）		
2-1	機能	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか
2-2	利便性	キーボードは、使いやすさ、重量や保証サービスなど兼ね備えたものになっているか
		ソフトウェアのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か。
2-3	堅牢性	堅牢に対する工夫やMIL※規格を満たしているか
		落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか
		※MIL規格はアメリカ国防総省が調達する品に対して、過酷な環境で問題なく利用できるように定められている品質基準
2-4	追加提案	仕様書以上に学校や市町組合にとって有益な提案があるか
		端末等に付随するアプリやサービスが充実しているか
3 構築・搬入設置（技術点）		
3-1	構築の方法	教育委員会・学校に負担がないよう、キitting作業が円滑に行われる作業内容となっているか。
		事前の打合せや要望に対して柔軟かつ誠実に対応できるか
3-2	トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求、障害（初期不良や運用時等）について対応可能な体制があるか
3-3	その他の作業支援	MDM設定など支援など柔軟に対応できる体制であるか
		年次更新に対する補助支援が適切に行えるか
3-4	柔軟性	既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか
3-5	搬入の体制	設置・搬入は、学校や教育委員会にとって負担にないものであるか
		導入規模に対しての適切な人員や、協力会社との連携が図れるか
4 経済性（価格点）		
4-1	基本調達品	基本調達品の価格は適切か（5.5万円の範囲内か）

（２）審査結果の発表方法

審査結果は、応募者全員に対し文書で通知する。なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立て、質問等には一切応じない。

８ 契約の締結

- （１）協議会と当選者において、公立学校情報機器整備事業に係る令和７年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務について覚書（様式12）の締結を行う。
- （２）決定した当選者と協議の上、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定（性質又は目的が競争入札にてきさないものをするとき）により各市町は契約を行う。
- （３）企画提案が原則となるが、市町組合との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、１台あたりの契約単価は各市町により異なる場合がある。企画提案の内容は、各市町と協議の上変更する場合がある。
- （４）市町は、当選者と採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細や、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、当選者から見積書を徴収し、随意契約を行う。その際、各市町の財務規則等に基づき契約を締結することとする。
- （５）基本調達品以外の応用調達品についても、市町組合で独自に導入する場合は、各市町組合の財務規則に従った上で契約を締結する。

９ その他

提案に参加する資格のない者及び参加資格審査において虚偽の申請を行った者が提案したときは、その提案を無効とする。また、協議会から参加資格を認められた者であっても、最優秀の企画提案を行った者を決定した時点において本募集要項に掲げる参加資格がない者であることが判明した場合も同様とする。

10 資料一覧

- 様式１ 参加資格申請書
- 様式２ 会社概要
- 様式３ 委任状
- 様式４ グループ構成表明書
- 様式５ 業務分担予定表
- 様式６ 質疑応答用紙
- 様式７ 応募申込書
- 様式８ 企画提案書チェックシート
 - 様式8-1 基本調達品
 - 様式8-2 調達品一覧
 - 様式8-2（別紙） キーボード一覧
 - 様式8-3 応用調達品一覧（構築・役務）

様式8-4 応用調達品一覧（修繕価格一覧）

様式8-5 ハードウェア保守

様式9 他自治体における導入実績報告書

様式10 応募辞退届

様式11 誓約書

様式12 覚書（協議会と当選者締結用）